

平成22年第1回白馬村議会臨時会

1 日 時 平成22年1月 25日

2 場 所 白馬村議会議場

3 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	田中榮一
第2番	篠崎久美子	第10番	渡辺俊夫
第3番	太田伸子	第11番	高橋賢一
第5番	太田修	第12番	小林英雄
第6番	松沢貞一	第13番	太谷正治
第7番	柏原良章	第14番	下川正剛

4 欠席議員

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎		
総務課長	太田忠	住民福祉課長	松澤衛
税務課長補佐	西澤良典	観光農政課長	横澤英明
環境課長	丸山勇太郎	建設水道課長	倉科宜秀
教育課長兼スポーツ課長	篠崎孔一		
総務課長補佐	山岸俊幸		

6 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 平林豊

開 会 午前10時00分

1 開会宣告

議 長（下川正剛）おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。
これより、平成22年第1回白馬村議会臨時会を開会いたします。

2 議事日程の報告

議 長（下川正剛）ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります資料のとおりです。

日程第1 諸般の報告

議 長（下川正剛）日程第1 諸般の報告をいたします。
監査委員から、平成21年11月分の一般会計・特別会計・企業会計の例月出納検査報告書が提出されておりますので、お手元の資料をもって報告にかえさせていただきます。

日程第2 会議録署名議員の指名

議 長（下川正剛）日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第119条の規定により第6番松沢貞一議員・第7番柏原良章議員・第8番田中榮一議員、以上3名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議 長（下川正剛）日程第3 会期の決定を議題といたします。
お諮りをいたします。本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長（下川正剛）異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 村長あいさつ

議 長（下川正剛）日程第4 村長より招集のあいさつを求めます。太田村長。
村 長（太田紘熙）平成22年第1回白馬村議会臨時会を招集いたしましたところ、

議員各位のご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

新しい年が明けて、早1月の後半となりました。長期予報では心配された降雪も年末からの大雪続きで十分確保され、第83回全日本学生スキー選手権大会が村内関係者を始め、陸上自衛隊松本駐屯地等多数の関係各位のご協力をいただき無事終了いたしましたことを心から感謝するところであります。

1月3日には議長さんと村内の各スキー場を視察させていただきました。年末年始の観光客数は景気の低迷に加えて、天候が悪かったこともあり、各スキー場とも1割から2割の減という声が一様に聞かれたところであります。

観光に元気が出ないと村にも勢いが出てまいりません。なんとか本年が活力ある年となりますよう今後のグレンデの賑わいを期待するとともに、通常国会で審議される国の追加経済対策にも注目をしているところでありますが、第1次交付金である『地域活性化・きめこまやかな臨時交付金』については本村には約5,500万円の内示がありましたのでご報告をさせていただきます。

バンクーバー五輪には上村・西選手に加えて成瀬・渡部・柏原・福島選手と本村から6人もの選手が代表入りいたしました。各選手の活躍を祈念いたしますとともに、村民の皆さまの温かな声援をお願いするところであります。

さて、本臨時会に付議する案件は、昨年9月議会において補正予算でご承認をいただきました『地域情報基盤整備事業』の設置及び管理に関する条例の上程であります。政権交替による影響等で国の事務が遅れたこともあり、この1月5日付けで総務省からようやく交付決定の通知がありました。

この事業については繰り返しご説明をしているところですが、平成23年7月のアナログ波の停波により難視聴となる世帯を解消し、併せてブロードバンド・ゼロ地域の解消を図るとともに、地デジ対策を断念したアルプスケープビジョンに代わり村が事業を進め、将来の高度情報化対策にも対応できるよう施設整備を行うものであります。

国の交付決定が遅れたことに伴い、現状では繰越事業とせざるを得ない状況にありますが、本年12月の降雪前に工事を終了させ、加入者の募集に取りかかり、設計並びに工事発注を速やかに進めるための時間の制約がありますので、3月定例会前に事業着手できるよう、今臨時会を招集し条例案件を上程することといたしました。

今後、順調に事務が進めば4月には設計が終わり、その後工事発注事務に移行できるとの予定をしております。本条例案件につき、円満なるご議決を賜りますようお願いを申し上げ、臨時会招集にあたりましての冒頭のご挨拶

とさせて致します。宜しくお願いいたします。

議長（下川正剛）これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。日程第5 議案第1号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、質疑・討論・採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛）異議なしと認めます。

よって日程第5 議案第1号は委員会付託を省略し、質疑・討論・採決をすることに決定いたしました。

尚、本臨時会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるができないと、定められておりますので申し添えます。

日程第5 議案第1号 白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の制定について

議長（下川正剛）日程第5 議案第1号白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田忠）議案第1号『白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例』は、国の補助金を得、白馬村全域に光ケーブルを布設し、テレビ事業を進めるための条例制定をするものであり、条文に沿ってご説明をいたしますので宜しくお願いします。

第1条では設置の目的をうたっております。第2条では名称及び設置位置を定め、第3条では用語の定義を定めております。また第4条から第8条は業務の区域を全村とすることを定め、業務の内容や指定管理による場合の業務等の定めをうたっております。第9条・第10条はケーブルテレビ加入の申請の方法と加入できる者の範囲を定め、第11条・第12条は施設の設置や管理区分、及び施設の保全についての規定であります。第13条から第23条につきましては、指定工事店・加入負担金・工事負担金・利用料金とそれらの減免・督促・変更・利用停止等に関する規定でございます。第24条から29条までは放送番組に関する内容・番組審議会、番組編集や放送時間、放送施設利用に関する規定をうたっているものであります。第30条は業務を中断する場合の規定、第31条は施設が損害を被った場合の賠償請求規定でございます。第32条は罰則に関する過料の規定で、検察庁との協議につきましては、既にこの1月5日に終了しております。第33条は条例施行に関し必要な細部の施行について規則に定めることの委任規定であります。

附則につきましては、関連工事が終了しないと施設が稼動しないために、公布の日から2年以内において稼動することとし、その日時は規則の施行日とする規定であります。第2項は指定管理者によらない場合の読み替え規定であります。第3項は住民に関する規定であります。第4項は開局日の属する月までの使用料の減額規定であります。第5項は条例施行前における指定管理者の指定手続き、放送番組審議会設置等を規定しております。

別表の1から4は負担金・利用料の金額を表にまとめたものであります。加入負担金については3万円、工事負担金は6万円、利用料は月1,600円とし、放送施設利用料の有料放送につきましては放映時間により月5万と10万に区分するものであります。なお、早期加入による加入負担金、別荘等の利用料、官公署等公益性の高い機関の放送施設利用料等については減免の規定を設けることとしています。

なお、関連資料として本条例を補足するための規則『白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例施行規則』を議員さんにはお配りをしてあります。参考にしていただくようお願いをいたします。以上、宜しくお願いいたします。

議長（下川正剛）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。第10番渡辺俊夫議員。

議員（渡辺俊夫）はい。10番、渡辺俊夫です。この条例制定について質問をいたします。まず1番目この条例製作、作成にあたり参考にした他の市町村などの条例はありますか。また、参考にした場合は、あればどこのものなののでしょうか。2番目、第18条に利用料について書かれていますが、金額が別表3に示されています。この金額1,600円の具体的な算出根拠を示すことはできますでしょうか。以上2点、お願いいたします。

議長（下川正剛）答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田忠）まず、第1点目の参考にした条例はあるかという内容であります。CATVの施設の設置につきましては色々なところでやっておりますけれども、それぞれの内容が違いますのでそれらを組み合わせてうちのほうで独自に作ったものでありますので、宜しくお願いいたします。

それから利用料につきましては、約2000件を将来目標といたしまして、施設の保守管理に2,200万、管理運営に1,500万、計3,700万を概算で見込んでおり、なおかつ近隣と同等なレベルである1,600円にすることによって、損益分岐点であります3,800万円の収入が見込めるということで利用料を定めてございますので宜しくお願いいたします。

議長（下川正剛）答弁が終わりました。渡辺議員。質問がございますか。

議員（渡辺俊夫）今、3,800万円の経費に関しての説明があり、それが根拠であるというお話でした。この施設約9億数千万の施設ですが、この設備及び機材と耐用年数というのは勘案していると思いますけど、この耐用年数に関わる民間で言えばいわゆる減価償却費というものはどのように設定しているのか、また耐用年数の最短のものと最長のものをお示し下さい。

議長（下川正剛）答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田忠）耐用年数の関係でございますが、大蔵省令の中に減価償却資産の耐用年数等に関する省令というようなものがございます。それをみますと逐次細かい内容があるわけでありましたが、本体施設の中で代表的なものを申しますと、ケーブル施設、線ですがこれは10年、それから部品等については7年というような形に、放送用または無線通信用のものという中では規定をされております。そのほかに実際には独自には作りませんが、鉄塔及び鉄柱には30年とか色々ありますけど、そういう形になっております。また、原価償却費の関係でございますけれども、維持管理費については積算をしておりますけれども、民間施設ではございませんので、当初の施設は村のほうで設置をするということで、そうした計算はしておりません。

議員（渡辺俊夫）答弁漏れです。最短のものと最長のものというのを教えてください。

議長（下川正剛）最短のものと最長のものという質問が答弁漏れでありますので、答弁をお願いいたします。太田総務課長。

総務課長（太田忠）最長のものは鉄塔及び、鉄柱でその他のものという区分で40年、それから接地線及び放送用配線というので10年、あと放送用施設または無線通信用のものと区分が入っておりませんが、部品等については7年というのが適用されると思います。

議員（渡辺俊夫）答弁漏れです。減価償却費というのは計算できないということですが、民間、要するに減価償却費というのを、これによって計算できるのではないですか。

議長（下川正剛）答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田忠）私、お答えがまずかったかもしれませんが、役場の庁舎をつくる時に減価償却をするかどうかという問題と同じでありまして、この施設については村が設置をしますので、減価償却はしていないということでございます。

議長（下川正剛） 渡辺議員。

議員（渡辺俊夫） それでは今耐用年数がそれぞれ出ていますので、その項目の耐用年数に従って民間でいう減価償却費についての算出をしていただいて文書で解答いただけますでしょうか。

議長（下川正剛） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙） 1つ、1つの今総務課長が申し上げましたように30年償却のもの、10年償却のもの等の償却年数に基づいた係数算出は十分出来ると思いますけれども、全体のこの計上される額については村の施設として設置するに当たっては減価償却を踏まえた企業会計のような決算をするわけではありませんので、渡辺議員ご指摘の数字をどのように使われるのか、私には分かりませんが、ただ1つ参考例としてはこの施設を設置した場合には本来民間で経営した場合の損益についての計算というものは出来ようかと思えますけれども、それをもって今村の会計で適応するという制度にはなっておりませんので、減価償却をした計算式というのは、公表は今する予定はないというのが実情であります。

議長（下川正剛） 答弁が終わりました。続きまして第2番篠崎久美子議員発言を許します。篠崎議員。

議員（篠崎久美子） 2番篠崎久美子です。今回の白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例制定について質疑をさせていただきたいと思えます。3点ございます。まず1番、附則において平成22年5月31日までに加入申請を承認された加入者の負担金について、全額免除とすることの根拠をお伺いしたいと思います。2番として同じく、開局日の属する月までの利用料は月額500円とする根拠を同じくお示し願いたいと思えます。3番目の質問といたしまして1,600円の利用料で、ランニングコストを賄いきれなくなった場合についての、具体的な対処方法、要するに値上げはあるのかということをお伺いしたいです。またもし、値上げなく村債を投入するとした場合があるとしたら、利用者ではない村民の税金を投入するわけですか。その点をどのように、税の公平の観点からという点で、どのようにお考えかお伺いしたいです。以上3点お願いいたします。

議長（下川正剛） 答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田忠） 22年5月31日までの加入申請の全額免除でありますけれどもこれまでに申し込みがあった人については設計・施行の中で経費の中に組み込みますので、負担金を免除としたいという

ものであります。それからそれについては国の交付金の対象事業になるということでそういう規定を設けてあります。それから月額500円の内容につきましては、それぞれの人が加入する月が違いますし、実際に途中加入の場合には全額をとるわけにいきませんので、500円という規定を設けたものであります。それから3点目のランニングコストが概算を上回った場合にはどうするかということでありますが、その場合には利用料の値上げや維持管理のための税金を投入をせざる得ない状況も全くないとは言えませんが、そうしたことがないよう全ての住民が恩恵を享受できるように加入促進の営為に図りたいと思います。

議長（下川正剛）篠崎議員答弁漏れがありますか。篠崎議員。

議員（篠崎久美子）2番の開局日の属する月までの利用料は月額500円とする根拠ということについて途中加入の加入月が違い、途中加入がある場合もあるので違うのだというふうにお伺いしましたが、答弁はそれで宜しいのでしょうか。私の聞いている観点とはその根拠という意味において違う。私の聞いていることとはちょっと違うように私には思えるのですが。

議長（下川正剛）篠崎議員。根拠が違うということはどういうことですか。

議員（篠崎久美子）なぜ、1,600円が500円なのかということをお伺いしているわけです。1,600円が1,000円になるとか1,600円が800円になるとか色々な場合があるのですが、なぜ500円という数字がここに出て来ているのかということをお伺いしたいのですが。

議長（下川正剛）答弁を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田忠）ちょっと、説明が悪くて申し訳ありません。内容的には開局日ということ、実際に全ての開局をするまでの間にそれぞれ接続工事をすることによって、テレビが映る、映らないの差が出てくると思います。それで開局日と決める前までの間は500円とするというようにご理解をいただきたいと思います。

議長（下川正剛）以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先ず、原案に反対者の発言を許します。

第10番渡辺俊夫議員。

議員（渡辺俊夫）はい。10番、渡辺俊夫です。反対の立場で討論をい

たします。反対の討論の1番目、計画している地域情報化施設は、具体的に何を主たる目的とするのかはなはだ不鮮明であり、業務内容についても本来自治体が所有して行なうべきものではなく、民間に任せるべきものが多い。よって設置及び管理に関する本条例は拙速であり現段階では制定するべきではありません。2番目第18条にある利用料の金額の算出根拠、はなはだ理解ができないものであります。それは今質疑の中でも申し上げたように、施設や設備を保有するということは、すなわち民間でいう減価償却費というのがかかってきます。それは恒久的に使えるようにその施設や機材を維持するためには常に更新しなければならないということです。今答弁をいただきましたが、最小で7年、最大で40年全てのこの9億何がしかを支出する設備機材に関してこれを計算すると、年額の数字が出てくると考えます。その金額が今想定している利用料1,600円。加入数2,000件という中で賄えないのは明白です。すなわち非利用者、要するに利用しない人にこの負担を強いることになります。なおかつ先の、今同僚議員からの質問に対して利用料は値上げがないのかと、もし不足になった場合ないのかという質問にも、誠意努力しますというだけで、なんら責任をとるという意思がないと、こういうことではこの事業を推進するわけにはいかないと、考えます。以上で討論を終わります。

議長（下川正剛）次に原案に賛成者の発言を許します。第5番太田修議員。

議員（太田修）第5番太田修です。私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。来年の7月の24日をもって停波するアナログ放送の対応策として、国では難視聴区域の解消に向けた地域情報通信基盤整備事業を推進し、村といいたしましても、昨年9月の定例議会におきまして交付金等に対応しました補正予算について審議そしてまた可決がされております。

今回、国の事業の採択を受け白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の設定であります。

村の行政運営に関する各種情報の総合的かつ計画的な提供をすることによって、住民の生活、文化、教育の向上を図り、もって住民の福祉の向上に寄与するものとあり、その施設の設置であります。また、維持管理を行うための費用等は当然必要となるわけでありましたが、利用料金等で賄うというものであり、また他市町村と比較あるいは検討等についての内容が反映されており、私といたしましては妥当と判断するところであります。

業務区域につきましても、全村が対象となっており、また事業内容でも、公共団体からの広報事項の伝達あるいはまた自主放送番組による放送の制定等がありまして、よって、私は上程されました今回の白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例に賛成するものです。以上です。

議長（下川正剛）次に第１番、横田孝穂議員。

議員（横田孝穂）１番横田孝穂です。私は賛成の立場で討論させていただきます。今回の白馬村地域情報通信基盤事業は、情報通信の地域格差の是正及び活力ある地域社会の形成を図るための情報通信基盤の整備であり、ご承知の通り、２０１１年・平成２３年７月のアナログ放送終了の期間を迎え、テレビの難視聴地域の解消とブロードバンド（高速インターネット）・ゼロ地域解消を目指す、図るためには、必要、不可欠な事業であります。この事業は、従来の事業費の３分の１の国庫補助金を得られる、地域情報通信基盤整備推進交付金に加えて、残り３分の２の事業費の約８７％に国の、地域活性化・公共投資臨時交付金を充てる事が出来ます。また、残りの額においても交付税措置がある有利な地方債を充てることができ、村の負担はわずかな額で済む大変有利な事業であります。平成２１年度第３回白馬村定例議会におきまして、可決しております。地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化に充分貢献できるものと確信するところであります。

今回の白馬村地域情報通信基盤事業は当然事業を行う上には、施設の設置及び管理に関する条例の制定は必要であり、また利用料においては維持管理する上にも利用料は当然必要であります。近隣市町村等参考にすれば、利用料・月額１，６００円が妥当の金額と考えられ、１月２２日全員協議会においても行政側より、条例等においても十分に説明及び質疑を受け、十分理解し、納得出来るものであります。よって、議案に対し賛成いたします。

議長（下川正剛）以上で討論を終結をいたします。採決いたします。

議案第１号白馬村地域情報化施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり決定するに、賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

議長（下川正剛）起立多数です。よって議案第１号は、原案のとおり可決されました。

議長（下川正剛）以上で、本臨時会に付された案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成２２年第１回白馬村議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

閉 会 午前10時36分

以上、会議の顛末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年 2 月 24 日

白馬村議会議長 下川正剛

白馬村議会議員 松沢貞一

白馬村議会議員 才7香 柏原良章

白馬村議会議員 田中榮一

